



国への政策提案 2017

SAGA Prefectural Government

【知事提案事項】

佐賀県知事 山口 祥義

佐賀県政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

我が国は人口減少がさらに加速することが予測され、経済活動の低下や過疎化の進行など、地域の活力が低下していくことが懸念されている中、将来にわたり活力を維持していくためには、地域が自ら考え、行動し、地域の諸課題に対して取り組んでいくことが強く求められています。

このような中、佐賀県では、人を大切にしてきた歴史や風土といった地域の強みや魅力をさらに磨き上げながら、誇りを持って次の世代に繋げていきたいと考えており、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念として、各種施策に全力で取り組んでいるところです。

この取組を着実に推進し、佐賀県民の思いを実現するため、平成30年度において国の施策として取り組んでいただきたい、佐賀県としての重点項目を取りまとめました。

この中には佐賀県というよりも「地方」という立場から、国での制度創設や制度改善を要請するものも含んでいます。

是非実現に向けて御検討くださるよう、よろしく申し上げます。

平成29年5月

佐賀県知事 山口 祥 義

目 次

No	提案事項	提案先	頁
1	過疎地域の拡大と過疎対策の充実について	総務省	1
2	地方一般財源総額の確保・充実について	総務省	3
3	平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会開催に向けた財政的支援について	スポーツ庁 国土交通省	4
4	誰もが安心して子育てができる社会の実現について	内閣府 文部科学省 厚生労働省	10
5	子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成に係る新たな国の制度構築並びに国庫負担減額調整措置の廃止について	厚生労働省	12
6	有明海再生の早期実現について	文部科学省 農林水産省 水産庁 国土交通省 環境省	17
7	輸出対応型食肉処理施設の整備について	農林水産省	19

目 次

No	提案事項	提案先	頁
8	農業の体質強化策の充実について	農林水産省	22
9	地域の成長発展の基盤強化を図るための土地開発規制緩和について	経済産業省	24
10	再生可能エネルギーの導入拡大について	経済産業省	25
11	新たなタクシー需要喚起のための制度・運用の見直しについて	国土交通省	28
12	九州新幹線西九州ルートを整備推進及び在来鉄道の利便性向上について	国土交通省	31
13	重要港湾の整備促進について	国土交通省	35
14	広域幹線道路ネットワークの整備について	財務省 国土交通省	38
15	城原川の治水対策の推進について	国土交通省	41
16	建築物の耐震化の推進について	国土交通省	43
17	県民のくらしを支える社会資本整備の推進について	国土交通省	46

過疎地域の拡大と過疎対策の充実について

総務省

提案事項


- (1) 過疎地域と非過疎地域との財政措置上の格差を緩和するため、過疎地域に準ずる地域に対し過疎債を弾力的に適用できる制度を創設するなど段階的な支援策を検討すること
- (2) 過疎地域の指定単位として、合併前の旧市町村を単位とした「一部過疎」の指定を設けること
- (3) 過疎地域の自立を促進するため、過疎対策事業債ソフト分の発行限度額を引き上げるとともに、必要額を確保すること

現状と課題

- 非過疎地域にも、過疎地域と同様に人口減少やそれに伴う活力の低下が顕著な地域がある。準過疎地域については特別交付税措置が講じられてはいるものの、過疎地域と非過疎地域との間の特例措置の扱いについては大きな格差が存在している。
- 平成の合併の周辺地域（新市役所等所在地以外の旧市町村）においては、公共施設等の集約化等に伴い、大きく活力が低下している地域がみられる。
- 子育て支援策や高齢者等の身近な移動手段確保に向けた支援施策等の地域の実情に合わせた各種ソフト事業に対する要望が大きくなっている中で、過疎対策事業債ソフト分の現行の限度額では大幅に不足している市町村も存在している。

過疎地域の拡大と過疎対策の充実について

総務省

- 
- 過疎地域に準じる地域に対する新たな支援策を講じることにより、制度の隙間で活力が低下している地域に対して浮上の契機を与えることができる。
 - 旧市町村単位で過疎地域を指定することにより、より地域の実情に応じたきめ細かな過疎対策を実行できる。
 - 過疎対策事業債ソフト分の発行限度額を引き上げることにより、地域からの要望の高い各種ソフト施策に積極的に対応することができる。

地方一般財源総額の確保・充実について

総務省

提案事項

- (1) 地方交付税の法定率引き上げ等により持続可能な地方財政を確立すること。
- (2) 地方一般財源総額の確保・充実を図ること。

現状と課題

- 地方一般財源総額は、骨太の方針2015において、平成30年度までは、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保するとされている。
 - 平成29年度地方財政計画については、前年度からの繰越金がないなど非常に厳しい状況の中、可能な手段を最大限活用し、前年度を上回る額が確保されたが、これまでの経緯を踏まえると、制度面の対応無しには、平成30年度も従来の方針を維持することは大変厳しいと予想される。
 - 高齢化等に伴う社会保障経費の増に加え、地域活性化・雇用対策、少子化対策等が一層必要となっており、地方の自主的な歳出削減では、これらの財源捻出は困難となっている。
 - 地方一般財源について、平成30年度の総額の確保はもちろん、平成31年度以降の中期的な見通しを示し、地方が将来を見据えた財政運営を行えるようにするには、制度面の対応を行う必要がある。
-
- 地方交付税の法定率の引き上げ等により、安定財源を確保することで持続可能な地方財政を確立

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 開催に向けた財政的支援について

スポーツ庁・国土交通省

提案事項

- (1) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催に向け、次の事項に配慮すること。
 - ・ 都道府県や市町村のスポーツ施設整備に対して、スポーツ振興くじ助成の支援対象要件の拡充や限度額の引き上げをするとともに、新たな支援措置を設けること。

特に、地域活性化につながるアリーナの整備に対して、国庫補助の新設など新たな支援措置を設けること。
 - ・ 都市公園内の運動施設などの整備・更新やバリアフリー化等を行うために必要な予算を確保すること。
- (2) 国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会を開催する都道府県や市町村の運営費に対して、地方スポーツ振興費補助金（国民体育大会開催事業、全国障害者スポーツ大会開催事業）を拡充すること。

現状と課題

- 当県及び当県各市町のスポーツ施設は、昭和51年に開催した前回国体前後に整備したものが多く、一様に老朽化や現在の競技規格に合わない施設が多い。
- 県内都市公園の運動施設が競技会場として予定されており、開催に向けて運動施設をはじめとする公園施設の整備・更新やバリアフリー化等が必要。

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 開催に向けた財政的支援について

スポーツ庁・国土交通省

現状と課題

- 開催都道府県及び市町村における人的・財政的負担が大きい。東京オリパラを踏まえ新たな種目が導入されれば、施設や競技用具の整備にかかる経費が増大。
- 全ての選手が最高のパフォーマンスを発揮できるよう効率的な施設整備や運営体制の充実が必要。
- 平成29年3月に佐賀県総合運動場等整備基本計画を策定し、このエリアにアリーナの整備を行うこととしている。このアリーナは、両大会における屋内競技のメイン会場となることはもとより、プロスポーツ誘致によるスポーツの振興、交流人口の増加による地域振興等の起爆剤となる施設であるが、その整備には多額の財政負担が伴う。

- 「年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむ環境づくり」の推進
- 両大会の開催目的を十分に達成し、両大会のレガシー創出
- アリーナを整備し、スポーツ、文化面での効果だけでなく、県内はもとより、県外から佐賀への人の流れを作り出すなど、この施設がプロフィットセンターの機能を発揮することによって、佐賀県の浮揚につながる。

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 開催に向けた財政的支援について

【スポーツ振興くじ助成】

①大規模スポーツ施設整備助成

- Jリーグホームスタジアムの新設（限度額30億円）、国体冬季大会の競技会場の改修（限度額：4.5億円）のみを対象
⇒国体本大会の競技会場整備を補助対象とすること
地域活性化につながるアリーナの整備も対象とすること

②地域スポーツ施設整備助成

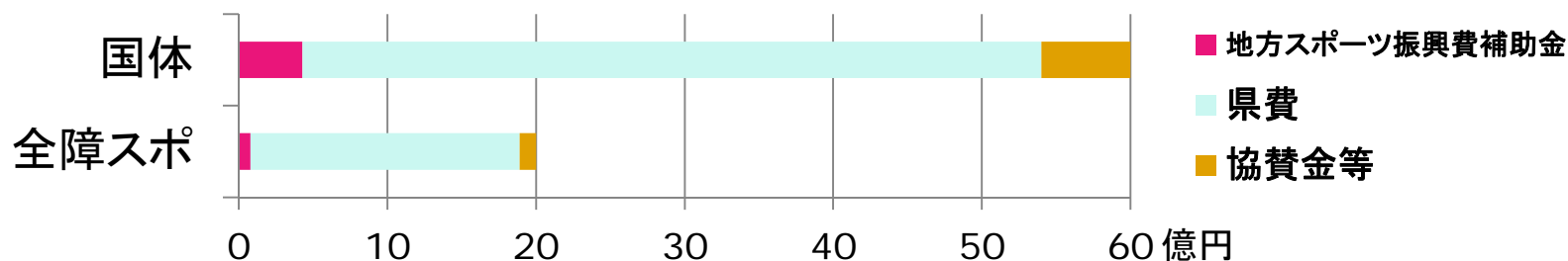
- 対象はスポーツ競技施設の大規模改修等であり新設は対象外、限度額は1,333千円～100,000千円である。
⇒新設も対象とし、助成限度額を上げること

【国庫補助制度の新設】

- 国体本大会の競技会場及び地域活性化につながるアリーナの整備に対する国庫補助制度がない。
⇒国庫補助の新設などの新たな支援措置を設けること

平成35年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会 開催に向けた財政的支援について

- 国体は、公益財団法人日本体育協会、国及び開催地都道府県が共催するものとされているが、大会開催経費は開催年度に一定額が交付されるのみで、大半を開催地都道府県が負担。



- 2020年オリンピック・パラリンピックを踏まえ新たな競技・種目の追加が検討されており、経費増加が見込まれる。

<国体> 水球(女子)、オープンウォーター、ボクシング(女子)、ビーチバレー、体操・トランポリン、レスリング(女子)、ウエイトリフティング(女子)、自転車・トラック・ロード(女子)、ラグビーフットボール7人制(女子)

<障スポ> ボッチャ(H33三重大会から正式競技に追加)

⇒ 補助金額を増額すること

佐賀県総合運動場等整備イメージ



アリーナ整備イメージ

(1) プロスポーツのような『観る（LIVE）』スポーツに対応した施設の整備

現在の総合体育館は選手育成のための競技場は整っているが、観客席数や選手の動線、諸室、収納の問題から、ただ試合を見るだけでなく、魅せられて楽しむような試合への対応が難しいのが現状である。このようなことから、県の施設でしかできない、トップアスリートやプロの試合を快適な環境で観戦でき、国内外から様々な人が集まってくるような、スポーツツーリズムの需要を受け入れることができる『観る』スポーツに対応したアリーナを整備する。

『観る』スポーツに対応した施設を整備するにあたっては、運営する側にとって使いやすく、観客にとって観やすい適切なサイズを考慮して整備する。

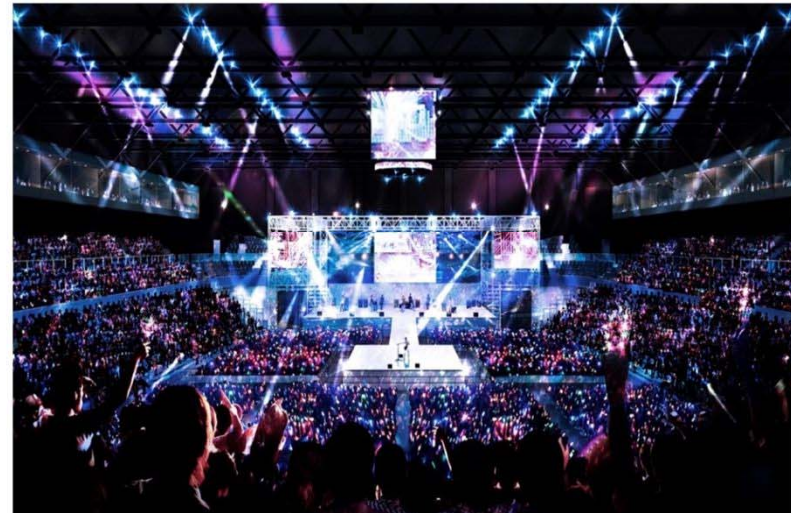
(2) コンサートなど、スポーツ以外での利用が可能な施設の整備

スポーツだけの利用にとどまらず、コンサートや展示会、会議など、多目的でも利用が可能となるように整備する。

<スポーツ利用>



<コンサート利用>



誰もが安心して子育てができる社会の実現について

内閣府・文部科学省・厚生労働省

提案事項

- (1) 結婚、出産、子育ての希望が叶い、多子のお産を喜び、楽しく子育てができる社会の実現のため、出会いから子育てまでの切れ目ない支援に必要な安定的・恒久的な財源を措置すること。
- (2) 保育の質の向上のため、次の事項について配慮すること。
 - ・ 保育士の処遇改善加算（加算II）については、現場の混乱を招かないよう、給与への反映に関して具体的なモデルを示すこと。
 - ・ 保育士配置の改善に必要な財政措置を行うこと。
- (3) 多子世帯への保育料軽減措置に係る所得制限を撤廃し、第3子以降の保育料の完全無償化を行うこと。

現状と課題

- 新たに実施される保育士の処遇改善は、保育現場で歓迎されているものの、スキームは複雑でかつ全容が明らかになっておらず、不安の声がある。
 - 保育現場においては、保育士の負担軽減及び保育の質の向上のため、配置基準以上に保育士を配置したいという声がある。
 - 理想の子ども数と実際に持つ子ども数との乖離の理由として、「経済的理由」がある。また、当県は第3子以降の出生児の割合が高く、保育料の軽減を求める声が多い。
- 保育の質の向上、県民が希望する子どもの数を持てる環境の整備

誰もが安心して子育てができる社会の実現について

保育の質の向上

職員の処遇改善 (H29.4月～)

<財政措置はされたが複雑な制度に>

- 保育士に2%相当(月6,000円程度)の処遇改善
- 技能、経験を積んだ保育士に更なる処遇改善(キャリアアップ研修受講を条件)
⇒加算の認定、給料への反映方法が複雑!

職員配置の改善 (未実施)

<新制度で目指す質の改善>

- 1歳児に係る職員配置
(現行) 6 : 1 ⇒ 5 : 1
- 4・5歳児に係る職員配置
(現行) 30 : 1 ⇒ 25 : 1



多子世帯の保育料軽減

国の軽減措置 (H28.4月～)

※保育所の例



第1子(小2)
[カウント対象外]



第2子(2歳)
[全額負担]



第3子(1歳)
[1/2負担]

2人通園中

年収360万円未満
の世帯に限り

カウント対象

1/2負担

無償

提案

- 給与への反映について具体的なモデルを示すこと。
- 配置の改善に必要な財政措置を。

提案

- 多子世帯への保育料軽減措置に係る所得制限の撤廃を。

子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成に係る新たな国の制度構築並びに国庫負担減額調整措置の廃止について

厚生労働省

提案事項

- (1) 地方公共団体が単独で実施している「子どもの医療費」、「ひとり親家庭等医療費」及び「重度心身障害者医療費」の各助成事業については、国において、それぞれ新たな医療費助成制度を構築すること。
- (2) 新たな制度が構築されるまでは、現物給付化の大きな支障となっている国民健康保険制度の国庫負担減額調整措置を全廃すること。

現状と課題

- これらの事業は地方単独事業であるため、都道府県や市町村の財政力等の違いにより、住民が受けるサービスに格差がある。
- 平成30年度から未就学児までの上記医療費助成については、国保の減額調整を行わないこととされたが、小学校就学後については従来どおりであり、この減額調整措置は現物給付化の大きな支障となっている。

- 新たな国の制度創設により、居住地によるサービス水準の格差が解消
- 減額調整措置の廃止により現物給付化が進み、利用者の負担が軽減

子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成に係る新たな国の制度構築並びに国庫負担減額調整措置の廃止について

新たな医療費助成制度の構築

- 「子どもの医療費」、「ひとり親家庭等医療費」及び「重度心身障害者医療費」の各助成事業は、地方単独事業であるため、居住する地方公共団体によりサービスに格差が存在している現状。

どこに住んでいても
同じサービスを！



提案

- 子ども、ひとり親家庭及び重度心身障害者を対象とする医療費助成について、それぞれ新たな国の制度構築を。

国保ペナルティの廃止

- 小学校就学後の医療費助成を現物給付で実施すると、従来どおり、国保の国庫負担が減額。（国保ペナルティ）

国保ペナルティの廃止
により現物給付化の
促進！

提案

- 国庫負担減額調整措置（国保ペナルティ）の全廃を。

就学後の子ども医療費助成事業（佐賀県内 各市町事業）

■ 助成方法：現物給付方式

■ 保護者負担額と対象年齢

県内でも居住地により
サービスに格差が存在。

	保護者負担額	対象年齢（上限）		市町数
		入院	通院	
1	【入院】 1,000円／一月・1 医療機関 【通院】 500円×2回／一月・1 医療機関	中学校卒業	中学校卒業	6
2		18歳年度末	小学校卒業	1
3		18歳年度末	中学校卒業	1
4		18歳年度末	18歳年度末	6
5	【入院】 1,000円／一月・1 医療機関 【通院】 500円×2回／一月・1 医療機関 【調剤】 500円×2回／一月・1 薬局	小学校卒業	小学校卒業	1
6	【入院】 1,000円／一月・1 医療機関 【通院】 500円×2回／一月・1 医療機関 【調剤】 500円×2回／一月・1 薬局（医療機関ごと）	中学校卒業	中学校卒業	1
7	【入院、通院】 1,000円／一月・1 医療機関	中学校卒業	中学校卒業	3
8	【入院、通院】 無料	中学校卒業	中学校卒業	1
				計 20

■ 国庫負担減額調整措置の推計額

平成29年度 約4千万円

小学校就学後については、
引き続き自治体の負担が残存。

佐賀県ひとり親家庭等医療費助成事業

■ 助成方法：償還払い方式

■ 制度概要

目 的	ひとり親家庭等の生活の安定と福祉の向上を図るため、医療費負担を軽減
対 象 者	母子家庭、父子家庭、父母のいない児童 ※児童は18歳に達した日の属する年度末まで 母子家庭の母、父子家庭の父は20歳未満の児童を養育している者 ※児童扶養手当と同等の所得制限あり
対象内容	入院及び通院医療費
自己負担	一月につき500円
負 担	市町1/2、県1/2
市町への補助	医療費の一部負担金部分

■ 今後の給付方式についての市町の考え（H29年3月現在）

県内20市町のうち、15市町が現物給付方式に変えたいとの意向。

■ 現物給付した場合の国庫負担減額調整措置の試算額（県全体額）

平成27年度実績ベース（医療費10%増を想定） 約42,000千円

佐賀県重度心身障害者医療費助成事業

■ 助成方法：償還払い方式

■ 制度概要

目 的	重度心身障害者の福祉の向上を図るため、重度心身障害者に係る医療費負担を軽減
対 象 者	①身体障害者手帳1級及び2級の者 ②児童相談所等の判定した知能指数（IQ）が35以下の者 ③身体障害者手帳3級所持、かつ判定知能指数50以下の者
対象内容	入院及び通院医療費
自己負担	一月につき500円
負 担	市町1/2、県1/2
市町への補助	医療費の一部負担金部分

■ 今後の給付方式についての市町の考え（H28年9月現在）

県内20市町のうち、12市町が現物給付方式に変えたいとの意向。

■ 現物給付した場合の国庫負担減額調整措置の試算額（県全体額）

平成27年度実績ベース（医療費10%増を想定） 約3億円

有明海再生の早期実現について

農林水産省・水産庁・環境省・国土交通省・文部科学省

提案事項

有明海では、赤潮等によるノリの色落ち被害、タイラギ漁の5年連続休漁など厳しい状況が続き、有明海の再生は待ったなしの問題である。

他方、国が長崎地裁の開門差止判決に控訴せず、開門しない方針を明らかにしたことについて、漁業者など地元関係者は国に不信感を抱いており、再生への道筋が見えない状況である。

有明海再生を円滑かつ早期に実現するために、関係者の信頼を回復し、徹底した調査による有明海の海況悪化の定量的解明を図るとともに、国の責任において関係省庁連携の下、20か年事業実施計画を策定し、再生への取組を着実に実施する必要がある。

海況悪化の原因究明

- 福岡高裁の確定判決に基づく開門調査の早期実施
- 国立の有明海研究拠点(調査研究、技術開発、観測、種苗量産施設等)を佐賀県に整備
- 植物プランクトン、ベントス、二枚貝、魚類等に関するデータの蓄積・研究、研究者の確保、育成
- 時間的・空間的スケールでの観測の継続とデータの蓄積、評価解析

有明海の再生（水産資源の回復）

- 有明海・八代海等再生特措法を改正し、再生が国の責務であることを明記すること
- 国が有明海再生20か年事業実施計画(5か年ローリング方式)を策定し、財源を確保すること
- 従前の水産資源回復の取組を拡充、強化するとともに、次の取組を早急に実施すること
 - ・有明海全域の海底地形測量とその結果に基づく大規模環境改善事業
 - ・貧酸素水塊及び赤潮による被害の軽減に向けた改善
 - ・タイラギの立枯れへい死の原因究明

有明海再生の早期実現について

有明海再生事業20カ年実施計画の策定

～国と地元との信頼関係を回復し、有明海再生を円滑かつ早期に実現するために～

有明海・八代海等再生特措法に再生が国の責務であることを明記

有明海再生事業20カ年実施計画の策定
具体的な再生目標、事業項目・規模、事業費等を示したローリング方式の計画(5年毎に検証、見直し)

有明海再生の加速化

海況悪化原因の定量的究明



- 開門調査の早期実施
- 佐賀県に研究拠点を整備
- データの蓄積・研究
- 研究者の確保、養成
- 生物の生活史等の解明

有明海の再生（水産資源の回復）

- 従前の水産資源回復の取組の拡充・強化
- 有明海全域の海底地形測量とその結果に基づく大規模環境改善事業
- 貧酸素水塊や赤潮による被害の軽減に向けた改善
- タイラギの立枯れへい死の原因究明

赤潮等頻発海域



へい死したタイラギ



輸出対応型食肉処理施設の整備について

農林水産省

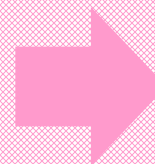
提案事項

- (1) 当県畜産物の輸出促進に向け、輸出対応型食肉処理施設の整備を推進するため、必要な予算を確保すること。
- (2) 特に、次の事項について配慮すること。
 - ・「強い農業づくり交付金」について、十分な予算を確保すること
 - ・平成28年度補正予算で措置された「農畜産物輸出拡大施設整備事業」について、事業を継続するとともに十分な予算を確保すること

現状と課題

当県の食肉センターは

- ・老朽化し、衛生管理に支障がある。
- ・牛・豚共用部分があることから、米国・EUなどへの輸出に支障をきたしており、他県の処理場に「と畜」を依頼せざるを得ない。



- ・県内に輸出対応型の食肉処理施設の整備が不可欠。

○「佐賀牛」など国産和牛のより一層の輸出拡大

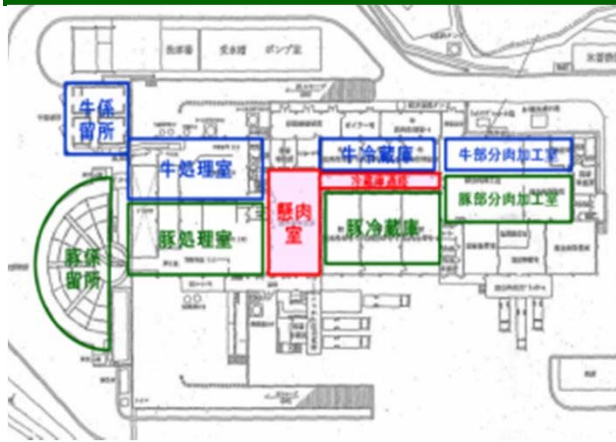
輸出対応型食肉処理施設の整備について

輸出対応強化 の必要性



高品質な和牛を海外へ

牛・豚共用部分があることから 米国・EUへの輸出に支障



輸出向け「と畜」は他県に依頼

進む老朽化 (昭和56年設置)



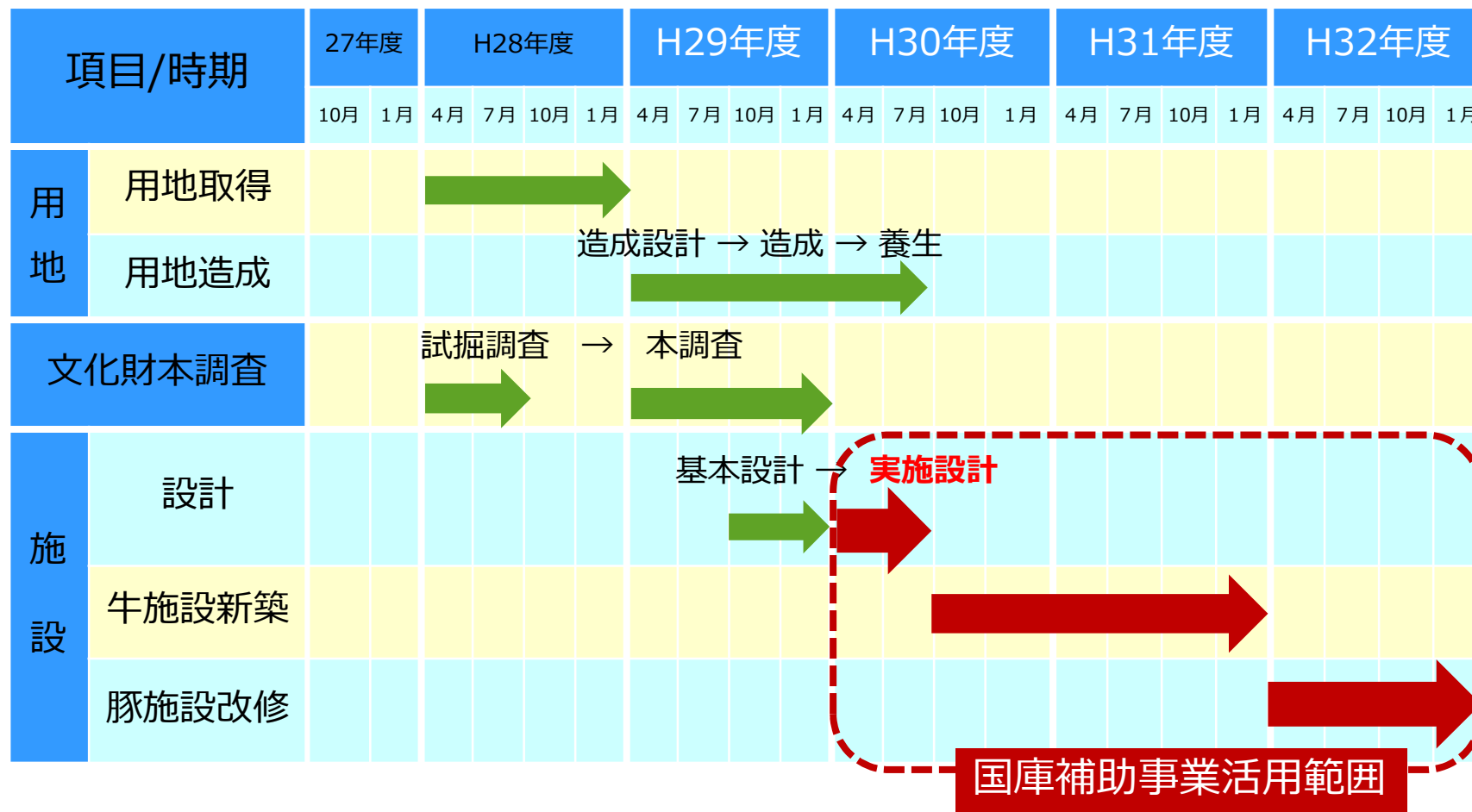
クラックやレールの錆なども散見

「佐賀牛®」など国産和牛のより一層の輸出拡大を図るため、
県内に輸出対応型の食肉処理施設の整備が必要不可欠

提案 輸出対応型食肉処理施設の整備に必要な予算を十分に確保すること。

輸出対応型食肉処理施設の整備について

■ 佐賀県食肉センターの再整備スケジュール案 * 最短で進んだ場合



佐賀県では、平成30年度から、国庫補助事業の活用を見込んでいる。
 (平成29年度補正予算が実施される場合は、補正予算からの活用を検討)

農業の体質強化策の充実について

農林水産省

提案事項

農業の体質強化に必要な、「強い農業づくり交付金」（農産・園芸・畜産関係）、「産地パワーアップ事業」（農産・園芸関係）、「畜産クラスター関連事業」及び「農業農村整備事業」について、地域の要望に対応できるよう、十分な予算を確保すること。

現状と課題

- 「T P P 関連政策大綱」の着実な推進のために確保された事業予算については、T P P 発効の如何にかかわらず、農業の体質強化に不可欠。
- 地域農業が持続的に発展していくためには、産地が取り組む生産・販売体制の強化に向けて、集出荷施設及び省力化機械などの整備が必要。
- 「農業農村整備事業」については、必要な予算が確保されず、老朽化した農業水利施設の補修などが適切な時期に実施できない状況。

農業の担い手が確保され、経営体質が強化

農業の体質強化策の充実について

TPP発効の如何にかかわらず、農業の体質強化は不可欠

強い農業づくり交付金 産地パワーアップ事業



集出荷施設や省力化
機械の整備など

畜産クラスター関連 事業



キャトルステーション
の整備など

農業農村整備事業



老朽化した農業水
利施設の補修など

提案 ・農業の体質強化に必要な予算を十分に確保すること

地域の成長発展の基盤強化を図るための土地開発規制緩和について

経済産業省

提案事項

地域の成長発展の基盤強化を図るために必要となる土地開発を、地域の実情に応じて柔軟に行うことができるよう、いわゆる地域未来投資促進法案の施行にあたっては、土地開発規制を所管する関係機関に対し積極的に働きかけること。

現状と課題

- 企業誘致を進めるうえで、その受け皿となる工業団地が大幅に不足している。
(H29.4末現在、分譲中の工業団地は6団地、有効面積約20.6ヘクタールで、過去10年間では最低の状況となっている。)
- 地域経済を牽引する企業立地を促進するためには、その受け皿整備を迅速に進める必要があるが、例えば、農地転用許可については一律の許可基準となっているなど、地域の実情に応じた土地利用や時期を逸しない迅速な開発が出来ない。
- このため、地域未来投資促進法案の目的を十分に達成するためには同法案に基づく重点促進区域を農地転用の許可基準に盛り込むことなどが必要。

- 地域における付加価値の創出・地域経済の発展

再生可能エネルギーの導入拡大について

環境省、経済産業省

提案事項

再生可能エネルギー及び、再生可能エネルギーの調整手段としての役割も期待される水素エネルギーの導入を拡大させるため、以下の項目について提案する。

- (1) 出力変動対策を推進し、接続可能量の拡大を図ること。
 - ① 自治体による水素を用いた出力変動対策の取組を積極的に支援すること。
 - ② 水素の需要拡大を着実に進めるため、規制緩和等の取組を強化すること。
- (2) 熱利用などの固定価格買取制度対象外の再生可能エネルギーについても、導入拡大に向けた支援措置を拡充すること。
- (3) 今後導入拡大が見込まれる洋上風力発電事業に関して、環境影響評価手続きの迅速化・簡素化を図ること。

現状と課題

- 再生可能エネルギーの利用形態が電力に偏重し、特に九州においては、太陽光発電及び風力発電の系統への接続可能量の超過が見込まれるため、更なる導入拡大が困難になりつつある。
- 水素を用いた出力変動対策についての国の支援は、現状では企業を対象とした技術開発の要素が強く、自治体を中心とした地域主導による「地域課題解決」のための取組への支援が不足している。

再生可能エネルギーの導入拡大について

環境省、経済産業省

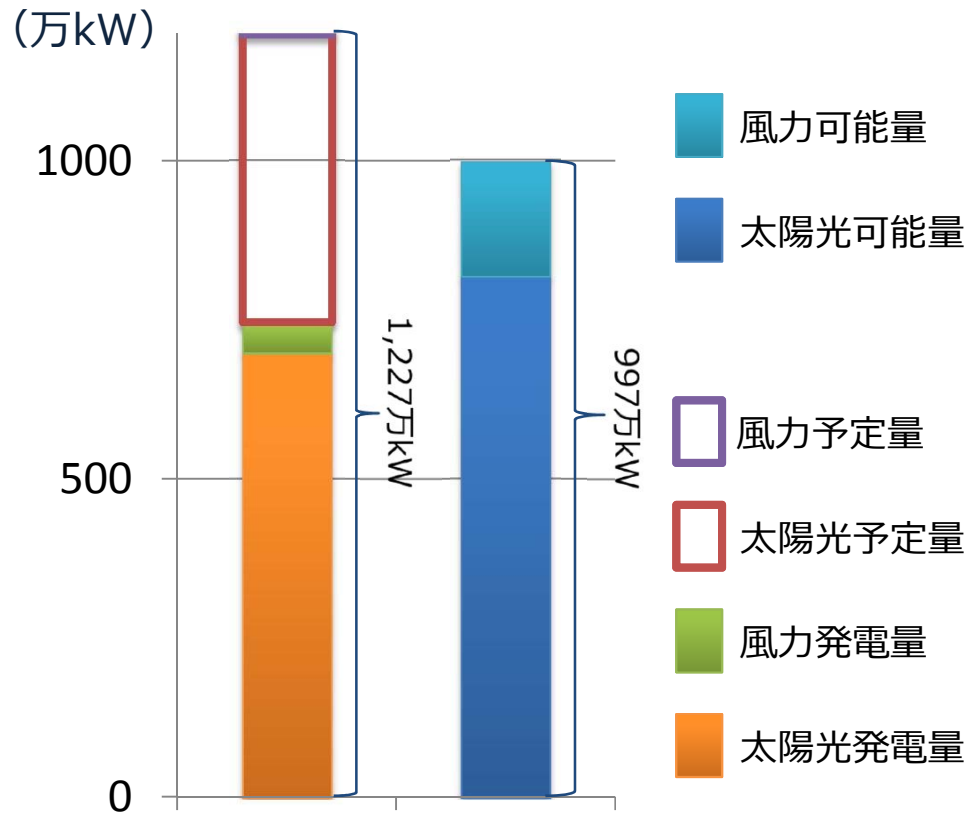
現状と課題

- 洋上風力発電事業に関しては、環境影響評価手続きを含め、事業の検討着手から運転開始まで約7～8年程度要し、他の再生可能エネルギーと比べ長期に及ぶことから、環境影響評価手続きの迅速化・簡素化が望まれる。

- 地域に広く賦存する資源を活用したエネルギーの地産地消が更に拡大することにより、エネルギーセキュリティの強化や、地域経済の活性化につながる。
- 洋上風力発電事業に関する環境影響評価手続きの迅速化・簡素化が図られることにより、洋上風力発電事業者の誘致、及び関連産業の創出につながる。

再生可能エネルギーの導入拡大について

再生可能エネルギー発電の現状



発電見込量 (H29.3現在) 接続可能量※
 ※ 固定価格買取制度に基づき、九州電力に全量買取が求められる量

- 発電見込量の全てが接続された場合でも、九州における年間発電量の12%程度（推計）

再生可能エネルギーの導入拡大

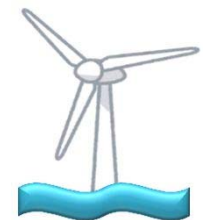
水素を用いた出力変動対策の取組の支援
 水素の需要拡大を進めるための規制緩和



固定価格買取制度対象外の再生可能エネルギー導入拡大に向けた支援の拡充



洋上風力発電事業に関する環境影響評価手続きの迅速化・簡素化



新たなタクシー需要喚起のための制度・運用の見直しについて

国土交通省

提案事項

稼働率の低い昼間の時間帯等の割引運賃や観光客のニーズにあった割引運賃の導入など、タクシー事業者の創意工夫により地域の実情に応じた柔軟な価格設定が出来るよう制度及び運用を見直すこと。

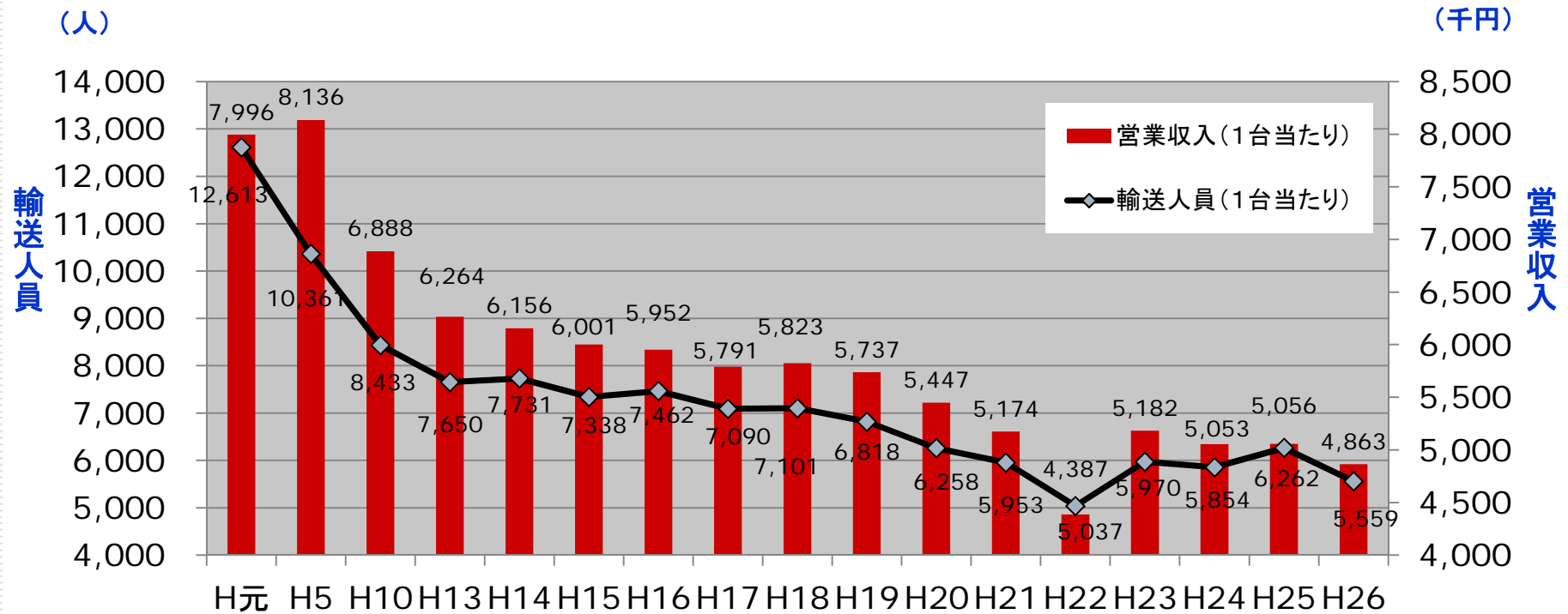
現状と課題

- 利用者の様々なニーズに応じて、比較的タクシーの需要が少ない昼間時間帯の割引運賃や定額運賃による運行など、柔軟な対応が求められており、事業者からも制度見直しの要望がある。
- 現在の認可運賃制度では、自動認可運賃の枠を超えると審査が厳しく認可され難い状況であり、事業者が自由な発想によるサービスを提供できる環境となっていない。

- 事業者の創意工夫による新たなタクシー需要の喚起
- 新たなサービス提供による交流拡大など地域活性化

新たなタクシー需要喚起のための制度・運用の見直しについて

輸送人員(タクシー1台当り)及び営業収入(タクシー1台当り)の推移



※資料:九州運輸局「九州運輸要覧」参照

新たなタクシー需要喚起のための制度・運用の見直しについて

認可運賃制度の緩和で期待できる取組(例)

乗客のニーズや地域の実情に応じ、柔軟なルート設定が可能な、割安な定額観光タクシー



昼間時間帯の割安定額運賃タクシー

 <p>お客が少ない昼間の時間帯は一定地域内での割安定額運賃運行で需要喚起</p> 	 <p>酔客が多い夜間は通常運賃で運行</p> 
--	--

など、各タクシー事業者による創意工夫の取組が期待される。

九州新幹線西九州ルート^①の整備推進及び 在来鉄道の利便性向上対策について

国土交通省


提案事項

- (1) 「九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る合意」に基づく事項を着実に実施すること。
- (2) フリーゲージトレインについては、安全で安心な車両を実現できるよう、国の責任において、着実に開発を進めるとともに、技術開発については、
 - ・ 関係自治体に対する適時適切かつ積極的な情報提供を行うこと。
 - ・ 最速時速300kmを目指した技術開発を継続し、必要な財源措置を講じること。
- (3) 在来線走行区間については、踏切部での安全対策、騒音等の環境対策を推進すること。
- (4) 必要な建設財源を安定的に確保するとともに、貸付料の充当、起債充当率、交付税措置等の充実により地元負担の軽減を図ること。
- (5) 新幹線の建設工事において、佐賀県内の産品、納入業者及び建設業者の積極的な活用が行われるよう、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に対し必要な指導を行うこと。
- (6) 長崎本線肥前山口～諫早間（並行在来線）の維持に係る地元負担の軽減のための制度を充実又は創設すること。
- (7) 在来線の駅舎整備やICカードエリア拡大への財政支援を拡充すること。

九州新幹線西九州ルート of 整備推進及び 在来鉄道の利便性向上対策について

国土交通省

現状と課題

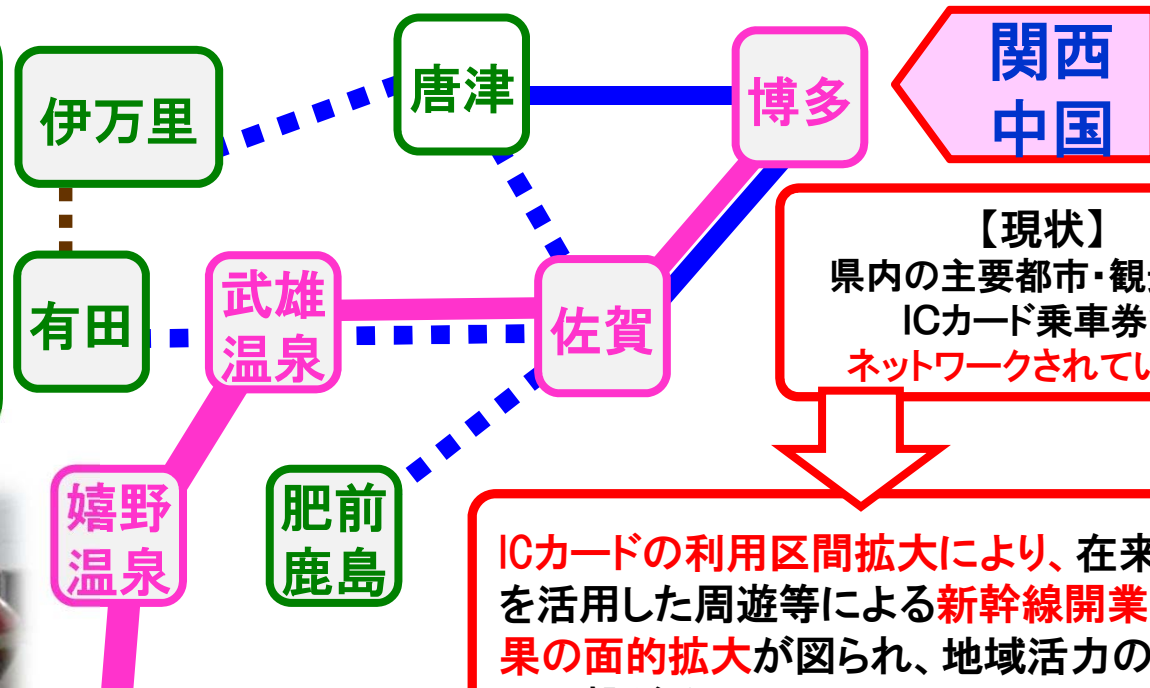
- 「九州新幹線（西九州ルート）の開業のあり方に係る合意」が、平成28年3月に関係6者によって合意された。
 - フリーゲージトレインによる全線開業に向け、今後の着実な技術開発の推進とともに、建設財源の安定的確保や地元負担の軽減等に留意が必要。
 - 暫定開業時はもとより、全線開業時においても、より開業効果を高め、地域活力の向上につながるよう、県内の在来鉄道の利便性向上対策を加速させることが重要。
- 
- 山陽新幹線と直通（博多駅新幹線ホームでの対面乗換を含む）することで、関西・中国地方との交流が盛んになり、佐賀県ひいては西九州地域の活性化が進展する。
 - 在来線を活用した周遊等による新幹線開業効果の面的拡大など、地域活力の向上。

九州新幹線西九州ルートの整備推進及び在来鉄道の利便性向上対策について

九州新幹線(西九州ルート)の開業のあり方について関係六者で合意

- ・関係六者合意の着実な実施と、国の責任においてフリーゲージトレインの着実な技術開発の推進を提案
- ・開業効果を高め、地域活力の向上につながるよう、在来鉄道の利便性向上対策として、ICカード乗車券の利用区間拡大のための国の施策の充実を提案

さらに、
○新幹線や在来線対策に関する財源確保や地元負担軽減
○在来線走行区間の踏切安全対策等の推進などを提案



【現状】
県内の主要都市・観光地が
ICカード乗車券で
ネットワークされていない

ICカードの利用区間拡大により、在来線を活用した周遊等による新幹線開業効果の面的拡大が図られ、地域活力の向上に繋がる。

九州新幹線西九州ルート of 整備推進及び在来鉄道の利便性向上対策について

■「九州新幹線西九州ルート of 開業のあり方に係る合意(六者合意)」について

○日時:平成28年3月29日

○構成:与党PT検討委 山本委員長、佐賀県 山口知事、長崎県 中村知事、
JR九州 青柳社長、鉄道運輸機構 北村理事長、国土交通省 藤田鉄道局長

(六者合意の概要)

1. 平成34年度に武雄温泉駅で対面乗換方式により開業する。
2. 対面乗換方式とするために必要とする施設(約70億円)は、整備新幹線スキームで整備する。また、肥前山口～諫早間の上下分離時点において、JR九州は、佐賀県及び長崎県に鉄道施設を無償で譲渡する。
3. 肥前山口～諫早間の取扱いについては、平成34年度の開業時点で上下分離し、23年間はJR九州が運行を維持する。また、開業時点から3年間は一定水準(上下14本程度)の列車運行のサービスレベルを維持する。
4. アプローチは、技術評価委員会の結果を待って着手し、新鳥栖アプローチは量産車導入時に、武雄アプローチは先行車導入時に使用可能となるよう整備する。
5. 肥前山口～武雄温泉間の複線化工事は、全線について整備新幹線スキームで整備を行うが、平成34年度の開業時までには大町～高橋間の複線化を行い、その後順次、全線複線化を実施する。

重要港湾の整備促進について

国土交通省

提案事項

- (1) 伊万里港臨港道路七ツ島線の早期供用に向けた予算の重点配分を行うこと
- (2) 唐津港東港地区の航路・泊地の整備促進のために予算の重点配分を行うこと

現状と課題

伊万里港七ツ島地区は幹線道路と接続するアクセスが1ルートであるため、交通が集中し渋滞が発生

港湾関連車両交通の円滑化、物流機能の効率化及び輸送コストの削減のためには、物流ルートの多重化が必要

唐津東港地区に耐震強化岸壁が供用（H28.4）、前面の航路・泊地は平成28年度より着工

計画対象船舶の寄港には航路・泊地の増深が必要

《寄港可能船舶》

- ・貨物船（RORO）：5,000DWT
- ・クルーズ船：26,000GT級

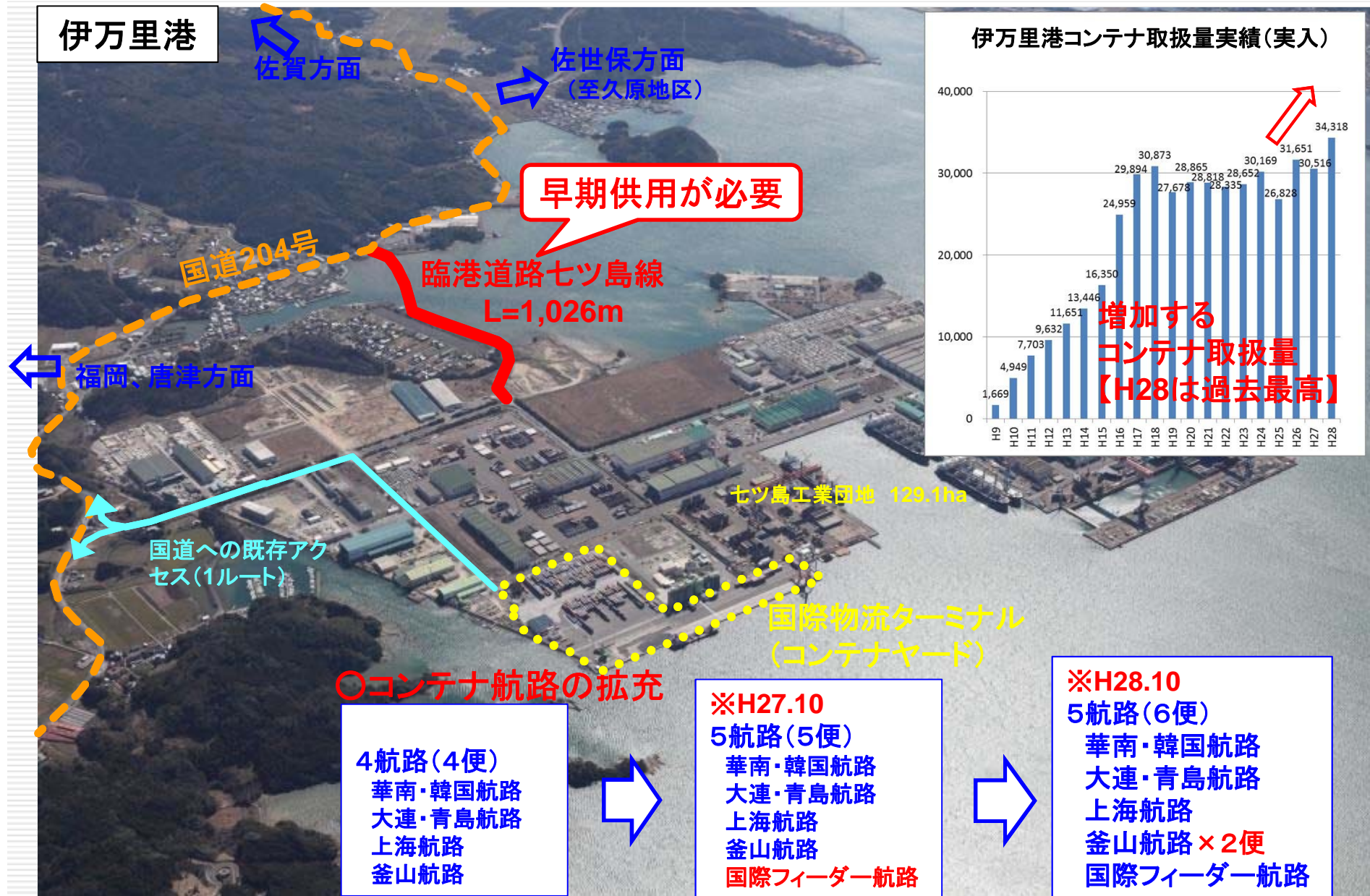
《寄港可能船舶》

- ・貨物船（RORO）：10,000DWT
- ・クルーズ船：50,000GT級

○伊万里港は対アジア貿易の拠点として背後圏の地域産業の活性化に寄与

○唐津港は物流基地、観光の「海の玄関口」及び災害時の防災拠点として機能

重要港湾の整備促進について



重要港湾の整備促進について

唐津港

東港地区 (-9m) 耐震強化岸壁
喫水制限: -7.4m (5千t級貨物船)
⇒ 1万t級貨物船(RORO)の
接岸不可

〇クルーズ船寄港状況
(H28.6.13 につぼん丸)



航路・泊地の増深

計画対象船舶の寄港可能

物流、観光及び災害時の防災拠点
として機能発揮

耐震強化岸壁 (-9m)

航路・泊地 (-9m)

広域幹線道路ネットワークの整備について

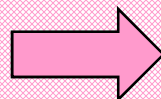
財務省・国土交通省

提案事項

- (1) 広域幹線道路を形成する有明海沿岸道路、佐賀唐津道路、西九州自動車道、国道498号の整備を進めるとともに、これらに必要な財源確保及び予算の重点配分を行うこと。
- (2) 特に、次の事項に向けた予算の配分について配慮すること。
 - ・有明海沿岸道路の大川佐賀道路及び佐賀福富道路の全区間早期供用
 - ・佐賀唐津道路の多久佐賀道路(1期)及び佐賀道路の早期整備
- (3) 広域幹線道路を補完する国道3号及び国道34号の道路拡幅、バイパス整備等を推進すること。
- (4) 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に定める国の負担又は補助の割合を平成30年度以降も維持するとともに、必要な道路整備の推進が図れるよう拡充・見直しも含め必要な措置を講じること。

現状と課題

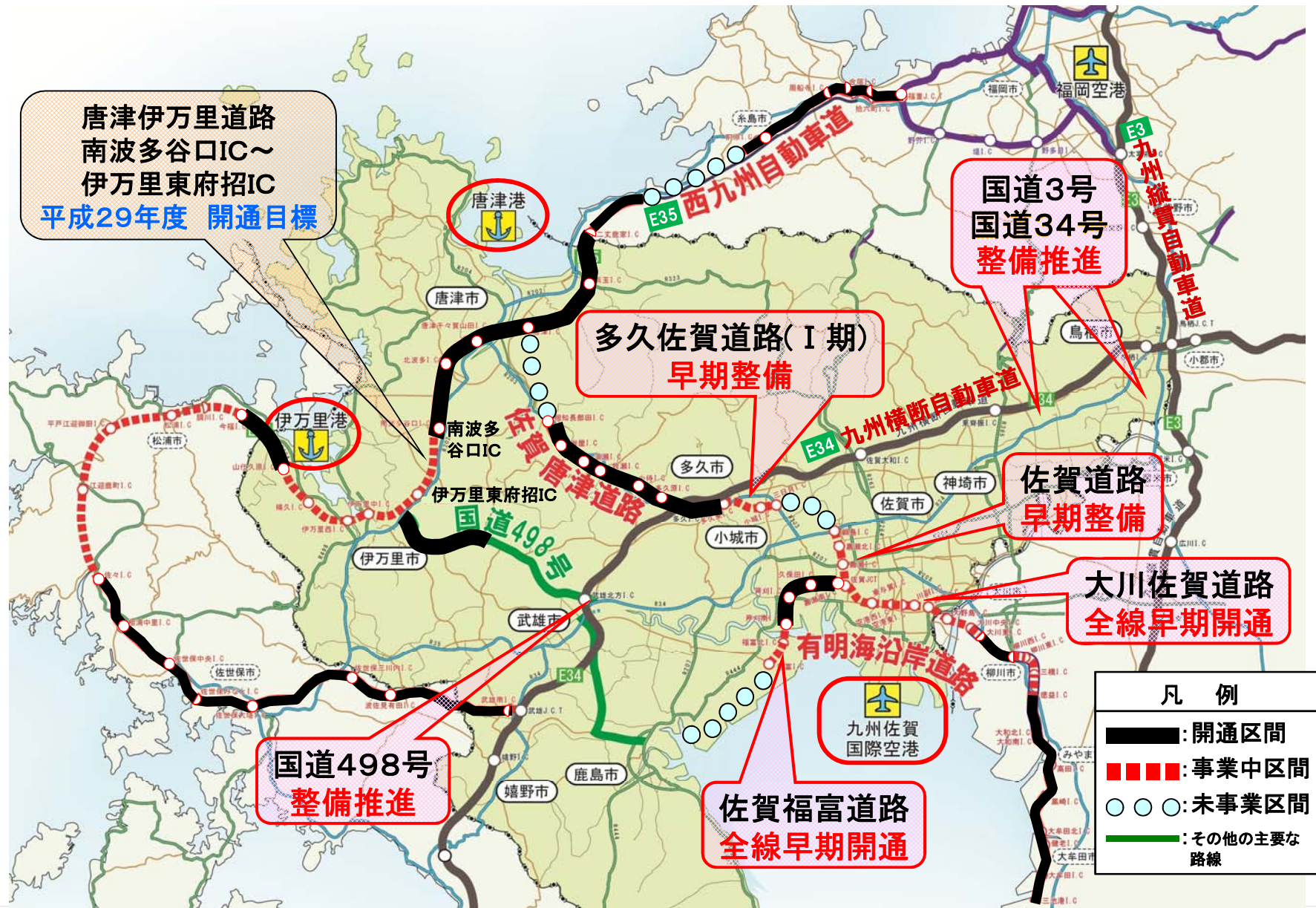
- ・小さな都市が各地に分散する分散型県土を形成
- ・県内都市間や隣県都市を結ぶ交通ネットワーク強化が必要



地域にとって将来の発展のベースとなる広域幹線道路ネットワークの整備は不可欠

- 地域間の移動時間及び距離の短縮並びに定時性の確保による地域や産業の活性化
- 災害発生時の避難、救急救援物資の運搬など「命をつなぐ道」としての役割

広域幹線道路ネットワークの整備



広域幹線道路ネットワークの整備

提案の概要

- 有明海沿岸道路
 - ・大川佐賀道路〔直轄事業区間〕、佐賀福富道路〔県事業区間〕の全区間早期供用
 - ・福富鹿島道路〔県事業区間〕の早期着工に向けた予算の重点配分
 - ・鹿島諫早間の地域高規格道路としての位置付けの明確化

- 佐賀唐津道路
 - ・多久佐賀間の整備推進
 - 多久佐賀道路（Ⅰ期）〔直轄事業区間〕、佐賀道路〔県事業区間〕の早期着工に向けた予算の重点配分
 - ※多久佐賀道路（Ⅱ期）について、国による整備の実施
 - ・唐津相知間の早期事業化

- 西九州自動車道
 - ・唐津伊万里道路、伊万里道路、伊万里松浦道路の整備推進
 - 【唐津伊万里道路】南波多谷口IC～伊万里東府招IC：平成29年度供用予定

- 国道498号
 - ・北方地区道路改良（北方工業団地入口交差点）の整備推進

- 国道3号
 - ・鳥栖拡幅、鳥栖久留米道路の整備推進

- 国道34号
 - ・神埼佐賀拡幅、武雄バイパスの整備推進
 - 【武雄バイパス】平成29年度供用予定
 - ・鳥栖神埼間、江北北方道路の早期事業化

城原川の治水対策の推進について

提案事項

国土交通省

城原川の治水安全度を向上させるため、

- ・ 城原川ダムについて早期に建設事業に着手するとともに必要な予算を確保すること。
- ・ 城原川ダム下流の河川改修を推進すること。

現状と課題

- 城原川では、常に堤防決壊による大災害の不安を抱えており、平成21、22年と計画高水位を上回る洪水が発生している。
- 昭和46年の予備調査開始から46年の長きに亘りダム計画に翻弄され、苦渋の決断の末にダム建設を受け入れられた水没地域の方々の生活再建を図ることが差し迫った課題となっている。
- ダム事業の検証については、平成28年7月に「事業継続」の対応方針が国において決定した。その後、平成29年1月に「城原川ダム詳細調査に関する協定書」が国と住民3団体との間で締結され、また、同年5月には「城原川改修・城原川ダム建設促進期成会」が神崎市と佐賀市により設立されるなど、事業推進に向けた環境が整ったところである。
- また、城原川ダム下流の河川については、現在、平成21年洪水を受けた堤防詳細点検の結果に基づく堤防補強が行われており、今後も河川改修を着実に推進していく必要がある。

- 安全で安心して暮らせる県土づくり

城原川の治水対策の推進について

流域面積：64.4km²
幹川流路延長：31.9km

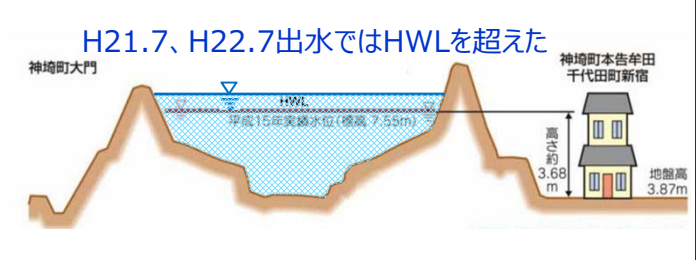
【ダム事業の動き】

- 平成28年7月20日
「事業継続」での国の対応方針が決定
- 平成29年1月20日
国と地元団体が調査に関する協定を締結

【ダム事業・河川事業の動き】

- 平成29年5月9日
「城原川改修・城原川ダム建設促進期成会」
設立（構成団体：神崎市・佐賀市）

- ダム建設事業の早期着手と必要な予算の確保
- ダム下流の河川改修の推進



建築物の耐震化の推進について

国土交通省

提案事項

- (1) 耐震対策緊急促進事業の期間延長及び補助率の拡大を行うこと。
- (2) 住宅の耐震改修にかかる補助対象の拡充等を行うこと。
- (3) 建築物の耐震診断や改修に係る専門技術者の育成を積極的に行うこと。

現状と課題

- 大規模建築物の早期の耐震化のため、本県では地方負担を増額し、所有者の耐震改修時の負担を1/3に低減している。また、今年度末には沿道建築物の耐震診断義務化を予定しており、耐震化の着実な実施のためには、耐震対策緊急促進事業(平成30年度まで)の期間延長及び同事業における大規模建築物への補助率の拡大が必要
- 住宅の耐震改修工事においては、人命保護及び所有者の負担軽減の観点から、耐震シェルターや耐震ベッド等を補助対象とするとともに、低コストな耐震改修が可能となる技術の開発等に関する国の支援が必要
- 今年度から、住宅の耐震化を促進するため、市町職員と建築士による個別訪問等、耐震診断や改修費補助の利用促進を図ることとしていることから、専門技術者の不足が予想されるため、国の積極的な技術支援が必要

- 大規模建築物の所有者や地方負担を軽減し、耐震化を促進
- 沿道建築物の耐震化の促進により、発災後の対応を円滑化
- 建物所有者の意識を高め、耐震化を促進

建築物の耐震化の推進について

(佐賀県耐震改修促進計画)

耐震改修促進計画の概要

- 建築物の耐震化を促進するため、下記の基本方針により耐震改修促進計画をH28年度に見直し
 <基本方針>
 - ・住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化による「地震被害の低減」
 - ・防災上重要な施設や緊急輸送道路の通行を妨げる恐れのある沿道建築物の耐震化による「発災後の対応の円滑化」
- 計画期間：平成28年度～平成37年度（10年間）

耐震化の目標

地震被害の低減

	H25年度	H32年度	H37年度
住宅	74%	90%	おおむね解消
多数の者が利用する建築物 (大規模建築物も含む)	82%	95%	

発災後の対応の円滑化

	H25年度	H32年度	H37年度
沿道建築物	約370棟		100%
防災上重要な施設 (防災拠点建築物も含む)	86%	95%	

※上記に示す%は建物の種類毎の耐震化率を示す

建築物の耐震化の推進について

(佐賀県耐震改修促進計画)

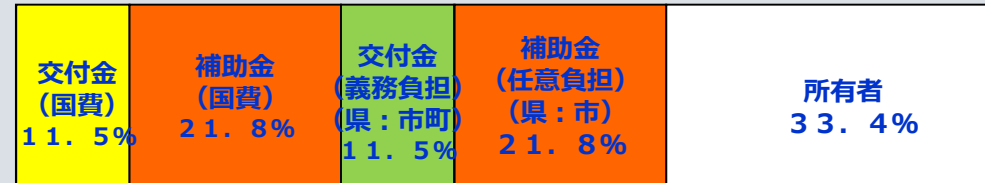
耐震化の促進を図るための施策

住宅

- 所有者への啓発・情報提供
 - ・市町の個別訪問を支援
(県が建築技術者を育成し派遣)
- 耐震診断や耐震改修の支援

大規模建築物

- 耐震改修の支援
 - ・補助負担割合
国：33.3%、地方：33.3%、
事業者：33.4%



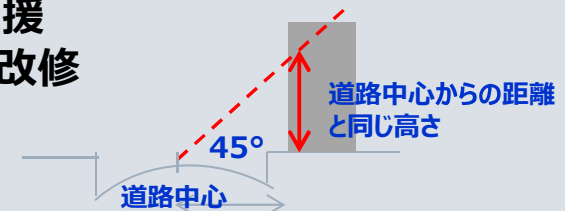
防災拠点建築物

- 耐震診断を義務化する建築物
 - ・市町庁舎や指定避難所など



沿道建築物

- 耐震診断を義務化する予定の路線
 - ・地域防災計画で定める佐賀県緊急輸送道路を平成29年度中に見直す
 - ・平成29年度末に計画を改定し、義務化する路線を計画に位置付け
- 耐震化を促進するための支援
 - ・指定後は耐震診断や耐震改修の支援を行う
- 所有者への周知等
 - ・説明会の開催など



※耐震診断や耐震改修の支援については、国の補助制度を活用し、市町と連携して行う

県民のくらしを支える社会資本整備の推進について

国土交通省

提案事項

活力のある地域づくり、安全・安心なくらしの実現のためには社会資本の整備が必要であり、社会資本整備予算の確保が不可欠です。

①安全・安心なくらしを支える道づくりについて

- (1) 直轄道路における交通安全対策事業を着実に推進すること。
- (2) 交付金による通学路などの歩道の整備や生活圏内道路の整備、道路の防災対策の着実な推進を図るために必要な予算を確保すること。

②治水対策の推進について

- (1) 水防災意識社会再構築ビジョンの取組に資する必要な予算を確保すること。
- (2) 直轄河川改修事業を着実に推進すること。
- (3) 防災・安全交付金による河川改修を着実に推進するために必要な予算を確保すること。
- (4) ポンプや水門の整備・更新、ダム施設の更新を着実に推進するために必要な予算を確保すること。

③土砂災害防止対策の推進について

土砂災害防止対策におけるハード事業や区域指定に関する啓発活動等ソフト対策の予算を確保すること。

県民のくらしを支える社会資本整備の推進について

国土交通省

提案事項

④都市基盤の整備推進について

- (1) 地域の個性あるまちづくりに資する街路整備、土地区画整理事業、都市公園の整備の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) 誰もが安全で安心して利用できる都市公園のバリアフリー化の推進に必要な予算を確保すること。

⑤無電柱化の推進について

- (1) 防災や良好な景観形成等を推進するため無電柱化に必要な予算を確保すること。
- (2) 無電柱化推進計画の策定にあたっては、地域の意見や地域の状況を踏まえた計画とすること。
- (3) 低コストな工事が可能となる技術開発と手法の導入を図ること。

⑥地域の課題に対応した住宅政策と建築行政の推進について

- (1) 老朽化した公営住宅の建替や改善事業を着実に推進するために必要な予算を確保すること。
- (2) 建築基準法等の法改正や新たな制度構築にあたっては、地方の財政状況や事業者の実情に十分配慮すること。

県民のくらしを支える社会資本整備の推進について

国土交通省

提案事項

⑦社会インフラの耐震化の推進について

- (1) 社会インフラの耐震化の推進に必要な予算を確保すること。
- (2) 鉄道駅の耐震化に係る国の補助制度の存続及び対象の拡大を図ること。

⑧社会インフラの老朽化対策の推進・充実について

- (1) 今後急激に増加が見込まれる社会インフラの維持管理・更新等を計画的かつ効率的に行うために必要な予算を確保すること。
- (2) 平成29年度に新規創設された「公共施設等適正管理推進事業債」の起債対象事業として河川・砂防・海岸・港湾施設・都市公園の長寿命化事業に係る地方単独事業を加えること。

現状と課題

- 当県には、道路や河川などの整備が必要な箇所がまだまだ多く残されている。
- 地域の中長期的な成長基盤の構築には、社会資本の整備が不可欠。
- 近年頻発する自然災害に対する県民の防災・減災の意識が高まっている。

- 活力のある地域づくり、安全・安心なくらしを支える基盤の構築